

第6号様式(第19条関係)

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成24年6月30日				
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府宇治市六地蔵奈良町67-1		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井 淳 電話 03-6238-3151				
主たる業種	総合スーパー					細分類番号 5 6 1 1
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで					
基本方針	別紙参照					
計画を推進するための体制	別紙参照					
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	2,439.5トン 2,617.3トン	2,216.0トン 2,216.0トン	トン トン	トン トン	-9.2 パーセント -15.3 パーセント
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	店内及び外の空調運転時間短縮による削減効果 店内及び外照明を多段消灯した事による直接的な電力削減並びに、消灯による店熱負荷の減少から、冷房に費やすエネルギーも大幅減少。				
	事業の用に供する建物の原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	店舗 事業活動に伴う排出の量 (売場面積×営業時間)	40.42	36.13			-10.61 パーセント
	実績に対する自己評価	店内及び外の空調運転時間短縮による削減効果 店内及び外照明を多段消灯した事による直接的な電力削減並びに、消灯による店熱負荷の減少から、冷房に費やすエネルギーも大幅減少。				
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (22)年度 41.0 パーセント					備考 50.0 パーセント パーセント
	(23)年度	空調機及び給排気ファンの間欠運転多用。店内及び外照明大多数消灯による、夏季の空調然負荷削減。作業場用給湯器昼間使用禁止による、水温を含めた電力削減。				
	(24)年度					
(25)年度						
具体的な取組及び措置の内容	措置の内容	従業員の通勤手段は原則、公共交通機関を利用することになっております。(車両通勤許可申請で承認を得た方を除く)				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	社内ルールのため				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン		
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証券等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果又は温室効果ガスの収支効果分の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン		
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	2010年より、熱帯林に関する国連の条約機関である国際熱帯林木材機関を通じて、二酸化炭素の排出抑制につながる「原生熱帯林保全プログラム」開始いたしました。					
特記事項						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。